

○再被害防止要綱

平成 31 年 3 月 20 日

刑 総 第 8 5 8 号

警 察 本 部 長

再被害防止要綱の制定について（通達）

この度、組織が一体となった迅速かつ的確な再被害防止措置の一層の推進を図るため、再被害防止要綱の制定について（平成 13 年埼例規第 99 号・刑総）の全部を別添のとおり改正し、平成 31 年 4 月 1 日から実施することとしたから、適切な運用に努められたい。

別添

再被害防止要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪の被害者及びその親族（以下「犯罪被害者等」という。）が、検挙された被疑者（以下「加害者」という。）により再び危害を加えられる事態を防止するため、再被害を受けるおそれの大きい犯罪被害者等の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において「再被害防止対象者」とは、犯罪被害者等のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に係る犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的かつ継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者をいう。

第3 再被害防止対象者の指定等

1 再被害防止対象者の指定

(1) 指定上申

警察本部の事件を主管する課の長（以下「本部事件主管課長」という。）又は警察署長は、犯罪を検挙し、当該犯罪の犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定する必要があると認めたとき又は犯罪被害者等からの相談、関係機関からの通報等に基づき再被害防止対象者の指定の要否について検討した結果、指定する必要があると認めたときは、再被害防止対象者指定等上申書（別記様式第1号。以下「上申書」という。）及び再被害防止対象者指定理由書（別記様式第2号。以下「理由書」という。）により本部長に上申するものとする。この場合において、警察署長は、本部事件主管課長を経て本部長に上申するものとする。

(2) 指定

本部長は、前記(1)により上申された犯罪被害者等が再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

(3) 指定の通知

本部長は、前記(2)により指定したときは、再被害防止対象者指定等通知書（別記様式第3号。以下「対象者指定通知書」という。）により、指定の上申を行った本部事件主管課長に対し、又は本部事件主管課長を経て指定の上申を行った警察署長に対し通知するものとする。この場合において、指定の通知を受けた本部事件主管課長又は警察署長は、上申書、理由書又は対象者指定通知書の写しを本部事件主管課長が属する部の庶務を担当する課の長（以下「本部庶務担当課長」という。）及び警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に送付し、情報の共有を図るものとする。

2 再被害防止措置実施警察署の指定

(1) 指定

本部長は、前記1により再被害防止対象者を指定するときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署に指定するものとする。

(2) 指定の通知

本部長は、前記(1)により指定したときは、再被害防止措置実施警察署指定通知書（別記様式第4号）により、本部事件主管課長を経て再被害防止措置実施警察署に指定された警察署の署長（以下「措置実施署長」という。）に対し通知するものとする。この場合において、本部事件主管課長は、再被害防止措置実施警察署指定通知書の写しを本部庶務担当課長及び警務課長に送付し、情報の共有を図るものとする。

3 再被害防止担当官の指定等

(1) 再被害防止担当官の指定

措置実施署長は、事件ごとに、当該警察署の事件を主管する課の長を再被害防止担当官に指定するものとする。

また、措置実施署長は、再被害防止担当官に異動等があったときは、新たに指定を行った上で、早期に事案概要を把握させるなど組織的かつ継続的な再被害防止措置の実施に間隙を生ずることのないよう配慮するものとする。

(2) 再被害防止担当官の任務

再被害防止担当官は、当該担当する課における再被害防止対象者の指定状況等について、再被害防止対象者索引（別記様式第5号。以下「索引」という。）及び再被害防止対象者指定等管理簿（別記様式第6号。以下「管理簿」という。）を作成して再被害防止対

象者の指定状況を確実に把握及び管理するとともに、措置実施署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施、関係所属との連絡調整等に当たるものとする。

なお、作成した索引及び管理簿については、作成の都度、本部事件主管課長を経て本部庶務担当課長及び警務課長に送付し、情報共有を行うものとする。

第4 再被害防止対象者の指定の延長、解除等

1 指定の期間

再被害防止対象者として指定する期間は、指定の日から起算して1年間とする。

2 指定期間の延長等の上申

(1) 指定期間の延長の上申

措置実施署長は、本部事件主管課長と協議の上、指定期間経過前に指定期間の延長の要否を検討し、その必要があると認めるときは期間を定めた上、上申書により本部事件主管課長を経て本部長に指定期間の延長を上申するものとする。

(2) 指定解除の上申

措置実施署長は、指定期間内に指定の必要がなくなつたと認めるときは、本部事件主管課長と協議の上、上申書により本部事件主管課長を経て本部長に指定解除を上申するものとする。

3 本部長の決定

(1) 決定

本部長は、前記2により指定期間の延長又は指定の解除上申がなされたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定の解除の要否を決定するものとする。

(2) 決定の通知

本部長は、前記(1)により指定期間の延長又は指定の解除を決定したときは、対象者指定通知書により、本部事件主管課長を経て措置実施署長に対し通知するものとする。この場合において、本部事件主管課長は、対象者指定通知書の写しを本部庶務担当課長及び警務課長に送付し、情報の共有を図るものとする。

第5 再被害防止措置の実施

1 実施体制

次に掲げる所属長は、相互に緊密に連携して情報共有を図りつつ、原則として、それぞれ定める再被害防止措置を迅速かつ的確に実施するものとする。

(1) 刑事総務課長

刑事部刑事総務課長（以下「刑事総務課長」という。）は、再被害防止に関する事務を統括するとともに、再被害防止措置の実施に関し疑義が生じた場合は、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察本部の所属長及び警察署長（以下（関係所属長）という。）と必要な協議を行うほか、(2)に定める本部庶務担当課長としての事務を行うものとする。

(2) 本部庶務担当課長

本部庶務担当課長は、第8に定める都道府県警察間の連携等を図るほか、前記第3の3(2)により再被害防止担当官から送付を受けた索引及び管理簿により、それぞれが主管する部の再被害防止対象者の指定状況等を把握するとともに、本部事件主管課長、措置実施署長その他の関係所属長に対し再被害防止措置に係る助言及び協力を行うものとする。

(3) 本部事件主管課長

本部事件主管課長は、第6に定めるところにより、加害者の釈放等に関する情報を的確に把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報の集約及び分析を行い、再被害防止措置について措置実施署長に対する指導、再被害防止措置実施に必要な人員の派遣、資機材等の調達その他の必要な支援を行うとともに、本部庶務担当課長その他の関係所属長との調整を図るものとする。

(4) 措置実施署長

措置実施署長は、当該警察署における再被害防止措置の実施に必要な総合的な体制を確立するとともに、本部事件主管課長その他の関係所属長と緊密に連携し、再被害防止措置を総括するものとする。

(5) 関係所属長

関係所属長は、本部庶務担当課長、本部事件主管課長又は措置実施署長からの協力の要請に誠実に対応するとともに、再被害防止対象者又は加害者の動向等に関する情報を入手したときは、速やかに本部事件主管課長又は措置実施署長（以下「本部事件主管課長等」という。）に連絡し、情報の共有を図るものとする。

(6) 警務課長

警務課長は、本部庶務担当課長又は本部事件主管課長から、再被害防止対象者の指定その他の再被害防止措置の実施について支援等の要請を受けた場合等は、必要に応じて助言及び協力を行うものとする。

2 再被害防止措置実施警察署における再被害防止措置

(1) 体制の確立等

措置実施署長は、再被害防止措置の実施に係る体制、実施方法等について、本部事件主管課長と協議した上で、これらを再被害防止措置実施計画書（別記様式第7号。以下「計画書」という。）により、本部事件主管課長を経て速やかに本部長に報告するものとする。

(2) 関連情報の収集

措置実施署長は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

(3) 再被害防止対象者に対する措置

措置実施署長は、再被害防止対象者の要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所用の警戒措置を講じるものとする。

(4) 関連情報の教示

措置実施署長は、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止対象者に対するこれらの情報の教示が再被害防止のために必要と認められる場合は、第7に定めるところにより、教示するものとする。

(5) 加害者に対する措置

措置実施署長は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じて加害者、その家族等に対する指導、警告等の措置を実施するとともに、刑罰法令に抵触する行為を認知した場合には厳正に対処するものとする。

なお、措置実施署長は、執務時間外において人身安全関連事案、重大事件等が発生し、認知後間がない段階で行われる初動警察活動の指揮等を行う場合において、当該加害者に対する措置に疑義が生じたときは、埼玉県警察人身安全初動指揮本部の設置及び運営に関する訓令（平成26年警察本部訓令第13号）第6条第1項に規定する統括指揮官との緊密な連携の下、情報を共有し、組織的な対応を図るものとする。

(6) 報告

措置実施署長は、再被害防止対象者に対し再被害防止に必要な措置を講じた場合は、当該措置の内容及びその結果を、埼玉県警察情報管理システムによる苦情・警察安全相談等情報管理業務等実施要領（平成13年埼例規第83号・広報）に規定する苦情・警察安全相談等管理業務又は埼玉県人身安全関連事案管理業務実施要領（令和3年3月31日人対第249号）に規定する人身安全関連事案管理業務にその都度登録することにより、本部事件主管課長を経て本部長に報告するものとする。

3 再被害防止措置実施上の留意事項

措置実施署長は、再被害防止対象者が保護対策実施要綱（平成24年捜四第1693号）第2に規定する保護対象者に該当するときは、前記2(4)に規定する関連情報の教示を除き、同要綱に基づく保護対策を実施するものとする。

第6 刑事収容施設等への照会等

本部事件主管課長等は、再被害防止措置の実施に当たって、刑事収容施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいい、受刑者を収容する少年院を含む。）、地方更生保護委員会及び保護観察所（以下「刑事収容施設等」という。）並びに検察庁と連携し、次により刑事収容施設等に対する照会及び加害者の釈放等に関する情報の通報要請（以下「通報要請」という。）を行うものとする。

(1) 釈放事実の照会

本部事件主管課長等は、再被害防止対象者からの相談、関係機関からの通報等を受け、再被害を防止する上で加害者の釈放等に関する事項を把握する必要があると認めたときは、刑事収容施設の窓口等である川越少年刑務所に対し、釈放事実等照会書（別記様式第8号。以下「照会書」という。）により照会を行うものとする。この場合において、措置実施署長は、本部事件主管課長に依頼して照会を行うものとする。

なお、本部事件主管課長は、自ら行った照会及び措置実施署長の依頼を受けて行った照会について、照会書の写しを本部庶務担当課長及び警務課長に送付し、情報の共有を図るものとする。

(2) 釈放等に関する情報の通報要請

本部事件主管課長等は、再被害防止措置を実施するに当たり、加害者の釈放等に関する情報を把握する必要があると認めたときは、次により、刑事収容施設等に通報要請を行うものとする。

ア 通報要請の要領

- (7) 本部事件主管課長等は、川越少年刑務所に対し、釈放等通報要請書（別記様式第9号。以下「要請書」という。）及び理由書（郵送による場合は各2通）により、通報要請を行うものとする。この場合において、措置実施署長は、本部事件主管課長に依頼して通報要請を行うものとし、再被害防止対象者の人定事項等については、必要があるときを除き、記載しないこととする。

なお、本部事件主管課長は、自ら行った通報要請及び措置実施署長の依頼を受けて行った通報要請について、要請書及び理由書の写しを本部庶務担当課長及び警務課長に送付し、情報の共有を図るものとする。

- (4) 本部事件主管課長等は、加害者が既に釈放されている場合で、再被害防止措置のため、特に急を要すると認めるときは、川越少年刑務所を介さず、直接、加害者の釈放を行った刑事収容施設、仮釈放中の加害者の指定帰住地（地方更正保護委員会の決定により定めた仮釈放された者の帰住地をいう。以下同じ。）を管轄する保護観察所又は刑の一部執行猶予期間中に保護観察に付された加害者の特定住居地（一部猶予期間中の保護観察に付された加害者に対し、地方更正保護委員会の決定により定めた住居地をいう。以下同じ。）若しくは届出住居地（刑の一部執行猶予期間中に保護観察に付されなかった者が保護観察所の長に届け出た住居地をいう。以下同じ。）を管轄する保護観察所（以下これらを「帰住先管轄保護観察所」という。）に対し、その理由を説明の上、口頭により通報を要請するとともに、事後速やかに当該派遣先の刑事収容施設又は帰住先管轄保護観察所に対して、要請書及び理由書（郵送による場合は各2通）により通報要請するものとし、釈放を行った刑事収容施設又は帰住先管轄保護観察所が明らかでないときは、川越少年刑務所に対し、適宜の方法で照会を行うものとする。この場合において、措置実施署長は、本部事件主管課長に依頼してこれらを行うものとする。

なお、本部事件主管課長は、自ら行った通報要請等及び措置実施署長の依頼を受けて行った通報要請等の実施状況等について本部庶務担当課長及び警務課長に連絡し、情報の共有を図るものとする。

イ 通報要請の時期

通報要請は、加害者が起訴された後の勾留以後に行うものとする。ただし、加害者が警察留置施設に勾留中の場合は、刑事収容施設への移送後に行うものとする。

ウ 通報要請の撤回

本部事件主管課長等が通報要請を行った後、刑事収容施設等から通報がなされる前に、再被害防止対象者の指定を解除したとき又は通報要請の必要がなくなったと認められるときは、川越少年刑務所に対し、釈放等通報要請撤回書（別記様式第10号。以下「撤回書」という。）（郵送による場合は2通）により通報要請を撤回する旨を通知するものとする。この場合において、措置実施署長は、本部事件主管課長に依頼してこれを行うものとする。

なお、本部事件主管課長は、自ら行った通報要請の撤回及び措置実施署長から依頼を受けて行った通報要請の撤回について、撤回書の写しを本部庶務担当課長及び警務課長に送付し、情報の共有を図るものとする。

エ 留意事項

(ア) 未決勾留中に釈放された加害者が再収容された場合の措置

未決勾留中の加害者が釈放された場合は、刑事収容施設等から通報は行われなことから、当該加害者が刑事収容施設に再収容された場合において、本部事件主管課長等が釈放等に関する情報を再度必要とするときは、改めて前記アの要領により通報要請を行うこと。

(イ) 仮釈放中の加害者の仮釈放の取消し等の照会

仮釈放中の加害者の仮釈放が取り消された、もしくは失効した場合又は刑の一部執行猶予期間中に保護観察に付された加害者の執行猶予の言渡しが取り消された場合は、刑事収容施設等から通報は行われなことから、本部事件主管課長等がこれらを把握する必要があるときは、本部事件主管課長が帰住先管轄保護観察所に適宜の方法で照会すること。

なお、前記事由により加害者が刑事収容施設に再収容された場合において、当該加害者の釈放等に関する情報を再度必要とするときは、改めて前記アの要領により通報要請を行うこと。

(ロ) 仮釈放中の加害者の転居先の把握等

仮釈放中の加害者又は刑の一部執行猶予期間中に保護観察に付された加害者が転居した場合についても、刑事収容施設等から通報は行われないことから、本部事件主管課長等がその転居先等を把握する必要があるときは、要請書及び理由書を帰住先管轄保護観察所に送付し、照会を行うこと。この場合において、措置実施署長は、本部事件主管課長に依頼して照会を行うものとする。

(エ) 自由刑の執行停止の取消し等により再収容された加害者の通報

前記アの通報要請を行った加害者であって、自由刑の執行停止の取消し等により再収容されたもの又は逃走後再収容されたものについては、改めてその要請がなくても刑事収容施設等から通報が行われることに留意すること。

(オ) 釈放を行う刑事収容施設の把握方法

通常、釈放を行う刑事収容施設は加害者を収容している刑事収容施設であるが、異なる刑事収容施設が釈放を行うことがあることから、本部事件主管課長等が釈放を行う刑事収容施設を把握する必要があるときは、川越少年刑務所に対し、適宜の方法で照会をすること。この場合において、措置実施署長は、本部事件主管課長に依頼して照会を行うものとする。

(カ) 本部事件主管課長は、前記(ウ)及び(オ)の照会を自ら行った場合及び措置実施署長から依頼を受けて行った場合は、その実施状況等について本部庶務担当課長及び警務課長に連絡し、情報の共有を図ること。

(3) 刑事収容施設等からの加害のおそれ等を示す情報の共有

釈放等に関する情報の通報要請を行っていない加害者について、刑事収容施設等が、加害者が犯罪被害者等に対し加害行為を行うおそれがあることを示す情報その他特異な動向に関する情報を認知したときは、本部事件主管課長、事件を送致した警察署長等情報提供がなされるので、これを受けた所属長は、措置実施署長等の当該事件に係る所属と迅速な情報共有を図るとともに、再被害防止対象者への指定を協議するなど所要の措置を講ずること。

第7 再被害防止対象者への情報の教示

1 情報の教示の基準

措置実施署長は、刑事収容施設等からの通報又は回答を受けた加害者に関する情報及び警察において独自に把握した加害者に関する情報（以下「加害者情報」という。）の再被害防止対象者への教示を、次の基準で行うものとする。

なお、加害情報の教示は再被害防止対象者に対して行うものであることから、再被害防止対象者以外の犯罪被害者等から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがあった場合には、検察庁等が行う被害者等連絡制度（犯罪被害者等の希望が相当と認められるときに、受刑者の釈放に関する情報を犯罪被害者等に通知する制度をいう。）を教示すること。

(1) 加害者の釈放等に関する情報

措置実施署長は、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報の教示の求めがある場合又は再被害防止のため再被害防止対象者に加害者の釈放等に関する情報を教示する必要があると認める場合は、原則として、次の事項に限り教示することができるものとする。

なお、刑事収容施設等から通報又は回答を受けた際に、教示する情報の範囲、時期等に係る意見又は理由が付されている場合は、当該意見等を踏まえて行うものとする。

ア 自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放に関する情報については、釈放前の場合にあつては釈放予定月、釈放後の場合にあつては釈放の事実及び釈放年月日とする。

イ 仮釈放、仮出場又は不定期刑の終了、自由刑の執行停止又は恩赦による釈放に関する情報については、釈放後における釈放の事実及び釈放年月日とする。

ウ 刑事収容施設に収容中の死亡若しくは逃走又は再収容に関する情報については、当該事実及び当該事実の発生日とする。

(2) 加害者に関する詳細な情報

加害者に関する前記(1)以外の詳細な情報は、原則として再被害防止対象者に教示しないものとするが、再被害防止対象者の身辺警戒を開始するため、その行動範囲に注意を喚起するためなど再被害防止に特に必要があると認める場合に限り、次の事項を教示することができるものとする。

なお、刑事収容施設等から通報又は回答を受けた際に、教示する情報の範囲、時期等に係る意見又は理由が付されている場合には、当該意見等を踏まえて行うものとする。

ア 自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放予定日及び仮釈放、仮出場、不定期刑の終了、自由刑の執行停止又は恩赦による釈放予定日に関する情報については、特定する範囲を月の上旬、中旬又は下旬の別までとし、再被害防止のために必要不可欠である場合に限り、具体的な日付を興じることができるものとする。

なお、不定期刑の終了、自由刑の執行停止又は恩赦による釈放については、加害者の釈放の決定後、短期間で釈放され、釈放前に通報を受けることができない場合があることに留意すること。

イ 加害者の指定帰住地、特定住居地、届出住居地及び帰住予定地（自由刑の執行終了により釈放された者及び一部執行猶予刑の実刑部分の執行終了による釈放の際、保護観察に付されなかった者が釈放前に帰住地として申告した場所をいう。）（以下単に「帰住地」という。）に関する情報については、次の範囲内で教示することができるものとする。

(ア) 帰住先が再被害防止対象者の住居地と同一都道府県内の場合においては、市区町村名までとする。ただし、帰住先が再被害防止対象者の住居地と近接しており、再被害防止のために必要不可欠である場合に限り、地名まで教示することができるものとする。

(イ) 帰住先が再被害防止対象者の住居地と異なる都道府県内の場合は、都道府県名までとする。ただし、都道府県が異なる場合であっても、帰住先が再被害防止対象者の住居地と近接しており、再被害防止のために必要不可欠である場合に限り、地名まで教示することができるものとする。

ウ その他の情報

再被害防止対象者の注意を喚起するため、再被害防止のために特に必要と認める場合には、相当と認められる範囲の情報を教示することができる。

2 情報を教示するに当たっての留意事項

(1) 再被害防止対象者及びその親族等関係者が加害者に報復のおそれがあるなど加害者情報を教示することが適当でないと思われる場合は、教示しないこと。

(2) 教示を行う際は、教示する情報の内容、時期、方法等について本部事件主管課長等、関係所属等により組織的に検討するとともに、警察が講じようとする再被害防止措置につい

て再被害防止対象者に十分に説明するなどし、再被害防止対象者がいたずらに不安感を抱くことのないように配慮すること。

特に、釈放予定を教示する場合には、再被害防止措置のために必要な期間を考慮して、適当と認められる時期に教示すること。

(3) 自由刑の執行終了又は一部執行猶予刑の実刑部分の期間の執行終了による釈放予定を教示する場合は、加害者の仮釈放が認められ、釈放予定日以前に釈放されることがあるので、その旨を併せて教示すること。

(4) 加害者に関する詳細な情報を教示する場合は、当該情報の教示により加害者の更正を害することのないよう、教示の必要性、内容、時期等について特に組織的に検討するほか、再被害防止対象者が当該情報を公表することのないよう注意を促すこと。

また、加害者が少年の場合は、少年の健全育成の重要性を併せて説明すること。

(5) 仮釈放の許可に係る決定が取り消された場合は、地方更正保護委員会から通報がなされるので、仮釈放による釈放予定を再被害防止対象者に教示しているときは、遅滞なくその旨を再被害防止対象者に連絡すること。

(6) 加害者が釈放された後、再被害防止対象者に対し加害者の帰住先を教示する場合において、加害者の居住事実を確認していないときは、その旨を再被害防止対象者に付言すること。

(7) 再被害防止対象者に仮釈放による釈放等に関する情報を教示したときは、通報を行った地方更正保護委員会又は帰住先管轄保護観察所に対し、適宜の方法でその旨を通知すること。

第8 都道府県警察間の連携等

1 他の都道府県警察に対する協力依頼

(1) 他の都道府県警察に対する協力依頼及び協力依頼の受理

ア 措置実施署長が再被害防止措置を講じるため、他の都道府県警察に属する関係警察署長の協力を必要とする場合は、当該措置実施署長の要請に基づき、本部事件主管課長が、再被害防止措置協力依頼書（別記様式第11号。以下「依頼書」という。）を作成し、本部庶務担当課長及び当該都道府県警察の警察本部において事件を主管する課の長等を経て当該関係警察署長に対し協力を依頼するものとする。ただし、事態が急展開して重大事件等に発展することが予想されるなど急を要する場合は、再被害防止対

象者及びその親族等関係者の保護に間隙を生ずることのないよう、依頼書の作成に先立って口頭による協力依頼を行い、所要の措置を講じた後、速やかに、当該協力依頼先の関係警察署長に対し依頼書を送付するものとする。

イ 本部事件主管課長等は、本部庶務担当課長を通じて他の都道府県警察に属する関係警察署長等から再被害防止措置を講じるための協力依頼を受けた場合は、相互に緊密な連携を図りながら適切な措置を講じるものとする。

(2) 他の都道府県警察に対する協力依頼の解除

措置実施署長は、前記(1)アにより協力依頼を行った場合において、当該協力依頼先の都道府県警察における措置が不要となったときは、前記(1)アの要領に準じ、協力依頼解除の申入れを行うものとする。

2 協力依頼に関する報告

本部庶務担当課長は、前記1(1)ア及びイに係る事案のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者との関係、加害者の言動その他の状況から、重大事件等に発展するおそれが見込まれる事案等については、速やかに本部長にその内容を報告するものとする。

3 連絡担当者及び連絡担当補助者の指定等

(1) 執務時間内における連絡担当者及び連絡担当補助者の指定

本部庶務担当課長は、執務時間内において他の都道府県警察に対する協力依頼及び協力依頼の受理を行わせるため、当該所属の警部以上の階級にある警察官1人以上を連絡担当者に指定するものとする。

また、連絡担当者は、必要により当該所属の巡査部長以上の階級にある警察官1人以上を連絡担当補助者に指定し、その任務を補佐させるものとする。

(2) 執務時間外における連絡担当者

執務時間外における連絡担当者は、埼玉県警察本部の当直に関する訓令（平成4年警察本部訓令第29号）第8条に規定する総合当直の当直主任をもって充てる。

(3) 連絡担当者及び連絡担当補助者の報告

本部庶務担当課長（刑事総務課長は除く。）は、連絡担当者又は連絡担当補助者の指定、解除又は変更があったときは、連絡担当者等名簿（別記様式第12号）により、刑事総務課長に報告するものとする。

4 警察庁等に対する調整依頼

刑事総務課長は、他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、警察庁又は管区警察局に調整を依頼するものとする。

第9 特異事案発生に伴う速報

措置実施署長は、加害者から再被害防止対象者及びその関係者等に危害が加えられた事案（未遂を含む。）その他特異な事案を認知した場合は、直ちに事案概要、対応状況等について、口頭又は電話により、本部事件主管課長を経て本部長に報告するものとする。この場合において、本部事件主管課長は、その内容等を本部庶務担当課長及び警務課長に連絡し、情報共有を図るものとする。

第10 本要綱の準用

犯罪被害者等以外の者が、加害者の再犯により生命又は身体に対する犯罪被害を受けるおそれがあり、保護措置を講じる必要があると認める場合は、本要綱を準用する。

実施日

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

実施日（令和3年3月31日人対第255号）

この通達は、令和3年4月1日から実施する。

実施日（令和4年6月28日刑総第1362号）

この通達は、令和4年7月1日から実施する。

【様式別表省略】